

令和8年3月 18 日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

民間事業者等における感染症の患者の移送の手引きについて(情報提供)

平素は本会事業の推進に格段のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府を通じて厚生労働省より、標記について通知がございました。

今般、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により感染症法が一部改正され、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成11年厚生省告示第115号）に、移送に関する項目が新たに追加されました。これに伴い、厚生労働行政推進調査事業費補助金（新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）において、「民間事業者等における感染症の患者の移送の手引き」が作成されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

●参考

令和7年度感染症法関係通知（大阪府ホームページ）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100030/iryo/osakakansensho/reiwa7nent.html>

<担当> 大阪府医師会 地域医療課（伊藤）
TEL: 06-6763-7012 FAX: 06-6766-2875